
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 168

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X //

- 1・2018年4月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～安全指導に従わず従業員が起こした事故の責任は？
- 3・交通事故の裁判事例～構内の通路でも条件が満たされており道路に当たる
- 4・今日の朝礼話題～煽りを受けない運転をしよう
- 5・【好評発売中】自己診断テスト「運転の注意力レベル診断」
- 6・【好評発売中】小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」
- 7・【おすすめ】教育用DVD「トラック運転者のための安全運転のポイント」

// //

★4月前半の安全管理ごよみ

◆1日（日）～30日（月）

——未成年者飲酒防止強調月間（厚生労働省）

◆6日（金）～15日（日）

——春の全国交通安全運動

◆7日（土）～8日（日）

——交通安全啓発イベント「交通安全。アクション2018 新宿」

◆8日（日）

——タイヤの日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2018/03/12/kongetsu-untankenri-2018-apr/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、W I L L法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第59回 「安全指導に従わない従業員の事故の責任を負いますか？」

【質問】

弊社は配送業者で二輪車を使用しています。安全のため、車と車の間をすり抜ける走行は禁じているのですが、ある従業員がルールを破って事故を起こしてしまいました。社内のルールを破っての事故ですが、このような事故でも会社は責任を負うのでしょうか？また、事故を起こした従業員に車両の修理代などを求めることはできますか？

【回答】

従業員が業務中に交通事故を起こした場合、会社は原則として被害者に対して使用者責任、及び運行供用者責任を負いますが、これらの責任を免れるためには、会社はそれぞれの責任について、法律で定められている要件を満たす必要があります。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018-03-01-houritsu-59-anzenshidou/>

■交通事故の裁判事例

今回は、大学構内の歩行者用通路で自転車同士が衝突した事故で、構内の通路でも道路交通法2条1項1号の道路に当たるとした事例を取り上げます。

『一般道路に接続し不特定多数の人が利用しているため道路に当たる』

【事故の状況】

平成20年6月2日午後5時30分ごろ、A（21歳・女性）は茨城県つく

ば市内の大学構内の歩行者用通路（幅員約6m）の下り坂を自転車で走行中に、ほぼ直角になっている角を左折しようとしたところ、前方から右折してきた自転車B（男子学生）と衝突しました。

この事故で、Aは左足関節脱臼骨折等の重傷を負いました。

損害賠償の算定にあたって、大学構内の歩行者用通路が道路交通法2条1項1号の道路に当たるか否かが問題になりましたが、裁判所では次のように述べて道路に当たるとしました。

【裁判所の判断】

「一般車両の通行可能な道路に接続するアスファルト舗装の通路であり、現に学生、教職員等、不特定多数の者の交通の用に供されているのであって、自動車で大学構内に入るときは入構証の交付を受ける必要があることや、外来者の無断立入りを禁止する旨の掲示がされていることなどを考慮しても、道路交通法2条1項1号の道路に当たると解される」としたうえで、

「Bは角を右折するために、自転車を右に寄せて角に進入しようとしてAと衝突したのであって、Bには過失があるというべきである」

「他方、Aは通路左側を通行していたとはいえ、減速を指示する標示板が設置されていたにもかかわらず、下り勾配の惰力を利用してブレーキをかけることなく、相当のスピードで角に進入して初めてBに気づいたのであって、Aにも過失があったといわざるを得ない」とし、

「大学構内に設置された幅員約6m前後の歩行者用通路であること、事故当時中央線は設置されておらず、自転車は道路の左側に寄って通行すべき旨の指導は徹底されていなかったことなどを考慮すると、過失割合はAが5割、Bが5割とするのが相当である」

と認定しました。

（東京地裁 平成28年4月28日判決）

■今日の朝礼話題

『煽りを受けない運転をしよう』

昨年11月4日、愛知県岡崎市内の東名高速道路の第1車線を走行していた乗用車がトラックを追い抜こうとして、第2車線に車線変更しました。

ところが、第2車線にいた車のドライバーは、前方に入られたことに立腹して、この車を約4キロに渡って急接近や蛇行運転などの煽り行為をして、追突事故を誘発したとして逮捕されました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/03/14/tw-aoriwoukenaiunten/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【好評発売中】自己診断テスト「運転の注意力レベル診断」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

安全運転は「認知・判断・操作」を適切に行うことで成り立っていますが、実際の運転場面ではさまざまな要因によって、安全運転に必要な注意力が低下することがあります。

本冊子では、日頃の運転を振り返りながら48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくことで、どのような要因で運転への注意力が低下するのかを知ることができます。

「車内にわき見をする危険度」「慣れた場所でぼんやりとする危険度」など

ご自身の具体的な運転の弱点に気づくことができますので、さらなる安全運転の継続にぜひご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/gd7kt3>

■ 【好評発売中】 小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,000円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

※著者 清水伸賢（弁護士）

事業所の業務を行うにあたり、自動車の存在は不可欠なものとなっていますが、同時に自動車の使用には様々なりスクが発生します。

本冊子では、安全管理について6つのテーマを取り上げ、従業員が業務中などに事故を起こした際に事業所が負うべき「運行供用者責任」「使用者責任」などの責任の解説や、経営者や管理者が知っておくべき法律の知識をわかりやすく説明しています。

事業所のみなさまの交通安全意識の高揚へとぜひお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/mn8nmZ>

■ 【おすすめ】 教育用DVD「トラック運転者のための安全運転のポイント」

※仕様 DVD／カラー30分

※価格 37,000円＋税（送料弊社負担）

※企画構成 シンク出版株式会社／大阪府トラック協会南大阪支部

本DVDは、トラックドライバー向けの教育用DVDです。

トラックに乗務するにあたっての責任の大きさから、運転の準備、運転中の具体的な注意ポイントまでをコンパクトにまとめました。

各項目は質問形式で構成されていますので、考えながら視聴することができ、安全運転のポイントを的確に理解していただくことができます。

事業所での視聴はもちろん、安全講習会においても、受講者の参加を促すツールとして活用することができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/voJXK8>

【ほか、多数の教育用DVDの取扱いがございます↓】

<https://goo.gl/QFMfVF>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成30年3月15日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

U R L <http://www.think-sp.com/>

